

令和 8 年度岐阜県消防協会事業計画

○ 事業の概要

事業項目	時期
<p>I 消防人材育成支援等事業 消防団の人材育成を支援し、地域防災力の強化に寄与する。 (補助対象事業)</p> <p>① 訓練、研修、講演等人材育成事業 ② 消防団員の資格取得、外部研修への参加 ③ ①を複数の団体で実施する場合は、補助限度額を引き上げる。</p>	年 間
<p>II 消防思想の普及啓発に関する事業</p> <p>1 啓発宣伝事業</p> <p>(1) 少年消防クラブ運営指導協議会が主催する「火災予防作品募集事業」など関係団体が行う事業に対する後援、協賛をする。 (2) 協会ホームページを運営する。 (3) 火災予防思想及び防災思想の普及を図るため、日刊新聞等の特集等に協賛する。</p> <p>2 県消防操法大会 消防団員に対する消防操法の普及と技術の向上を図るため、「消防感謝祭」第75回岐阜県消防操法大会を開催するとともに出場団等に対し支援する。 開催当番：瑞浪市消防協会 開催地：各務原市「岐阜県消防学校」 種 目：小型ポンプ操法</p> <p>3 全国消防操法大会 日本消防協会主催の第31回全国消防操法大会に参加する。 開催地：東京都江東区有明「東京臨海広域防災公園」 出場隊：羽島市消防団</p> <p>4 消防団活性化事業</p> <p>(1) 全国女性消防団員活性化大会 第31回全国女性消防団員活性化大会は北海道で開催する。全国の女性団員の活動と育成状況を情報交換し、本県の女性団員育成につなげる。 会 場：北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目1番地1 「札幌コンベンションセンター」</p> <p>(2) 消防団加入促進事業 減少傾向にある消防団員の加入を促進するため、消防団が実施する加入促進事業に対し、増加団員数及び新入団員数に応じた交付金を支給する。</p>	<p>年 間</p> <p>年 間</p> <p>年 間</p> <p>8.10.25</p> <p>8.10.31</p> <p>8.9.25-26</p> <p>年間</p>

事業項目	時期
Ⅲ 消防関係の調査研究及び教養指導 1 顧問参与合同会議 顧問・参与と正副会長合同会議を開催する。 2 団長研修会等 消防団長、消防長を対象とする研修会を開催する。 消防団指導員を養成するため研修会を開催する。	8. 7. 16 8. 11. 10 8. 8. 20 8. 4. 19 8. 12. 20
Ⅳ 消防団員、消防職員及びその遺族に対する弔慰・救済 1 慰霊祭事業 消防業務の遂行にあたり殉職した消防職団員の御霊を鎮める 慰霊祭を警察互助会と合同で実施する。(消防当番) 2 弔慰救済事業 消防職団員及び遺族に対する弔慰金、障害見舞金、香華料等の 弔慰救済 3 遺族会運営事業 (1) 遺族会の運営 (2) 全国慰霊祭への参加 4 消防育英会事業 (1) 殉職消防職団員の遺児に対する育英事業を支援する。 (2) 東京の日本消防会館で開催される奨学生懇談会に参加する。	8. 5. 28 年 間 8. 9. 10 年 間 8. 7. 23-24
Ⅴ 消防関係の功労偉績の表彰 1 定例表彰事業 (1) 岐阜県消防定例表彰式を開催する。 (2) 日本消防協会主催の表彰式典へ参加する。 2 叙勲褒章受章祝賀会開催事業 叙勲・褒章受章者の功労を称え祝賀会を開催する。	8. 11. 29 9. 3. 5 8. 6. 25
Ⅵ 消防職員及び消防団員の福利厚生に関する事業 1 共済事務事業 日本消防協会が実施する福祉共済事業、火災共済事業、消防互 助年金制度等への加入を促進する。 2 福祉増進事業 (1) 地方消防協会に健康器具・体力練成器具を配布し、健康維持 ・体力練成を推進する。 (2) 消防団応援事業所制度 県内の全消防団員(水防団員)に対して、割引等の優遇対策を 通じて地域で消防団を応援する気運を高めるため、「ありが とね！消防団水防団応援事業所制度」を実施する。	年 間 年 間 年 間

○ 会 議

事業項目	時期
1 理事会 理事会の開催	8. 6. 4 8.10. 6 9. 3.10
2 評議員会、代議員会 評議員・代議員会の開催	8. 6.25 8.10.20 9. 3.23
3 諸会議 (1) 協会監査の実施 (2) 中部7県消防協会長会議（石川県） (3) 日本消防協会役員会議への出席 (4) 岐阜県消防操法大会の運営の在り方に関する検討委員会の開催	8. 6. 4 8.11. 8. 6.18-19 8. 9. 9 9. 3. 4-5 随時

○ 事業の概要（福祉共済特別会計）

事業項目	時期
1 共済掛金 (1) 福祉共済掛金の日本消防協会への払込み (2) 女性防火クラブ員等福祉共済掛金の日本消防協会への払込み	年 間 年 間
2 共済金 加入者が、事故又は疾病により一定の障害があったとき又は入院したとき共済金の給付。（死亡、重度障害時の共済金及び弔慰救済金は日本消防協会から直接加入者に給付）	年 間
3 返戻金 保証期間毎に収支計算を行い、収支差額が発生したときは、払込掛金に応じた金額の返戻。	年 間
4 市町村交付金 加入消防団事務局への事務費の交付。	年 間